

令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務基本仕様書

1 業務の目的

本県では、テレビやラジオ、新聞等の様々なメディアを用いて県民へ県政情報を発信している。近年、全国的な傾向として、30代までの世代におけるテレビなどの従来型メディアの利用時間は概ね減少傾向にあり、若年層にいかに県政情報を届けるかが課題となっている。

一方、従来型メディアと比較すると、インターネットの利用時間は全年代を通して増加傾向にあり、特に30代までの若年層におけるインターネットの平均利用時間は、他のメディアと比較して最も高い状況にある。

これらのことから、従来型メディアでは訴求しづらい20代から30代の若年層を主な対象として、県の取組みや県の幅広い魅力を分かりやすく解説する動画を制作し、TikTok等の動画共有サービス（TikTok、Instagram、YouTube）で配信することにより、県政情報等を届け県政への理解と参画を促す。

2 業務の内容

- (1) 県政広報動画の制作、打ち合わせ、企画の立案、構成案の作成、シナリオ作成、取材、撮影、リポート、ナレーション、タイトル画面・テロップの作成、フリップの作成、編集、動画サムネイルの作成等、動画の制作及び投稿（フォロワーとのエンゲージメント強化ための定期的なストーリー投稿等も含む）に関する全ての業務。
- (2) 動画共有サービスチャンネル・アカウント名「くまもとのちゃんねる」
(TikTok、Instagram、YouTube) の投稿、アカウント管理、効果検証等。
- (3) 熊本県の動画撮影・編集スキルアップのための研修会業務。

3 アカウント・動画の概要

- (1) 動画を投稿する動画共有サービス
(TikTok、Instagram、YouTube)
- (2) アカウント名「くまもとのちゃんねる」等
「くまもとのちゃんねる」以外のアカウントへ投稿する場合もあるため、県の指示に応じて対応すること。
- (3) 内容
インフルエンサー等を活用し「1 業務の目的」を達成する。
- (4) メインターゲット
県内外の20代～30代
- (5) 制作及び発信量
動画を年間70本以上、制作・投稿
(ストーリー等のエンゲージメント強化に関する動画は、制作本数に含めない)
- (6) 動画の内容
 - ①県政情報（防災啓発、農業の魅力発信、「こどもまんなか熊本」の周知、熊本の食材の魅力発信その他県政の重要課題への取組み等）※50本以上を想定
 - ②県の魅力発信（観光スポット、グルメ、自然、伝統・文化等）
※20本以上を想定

- (7) 出演者
インフルエンサー等、取り扱うテーマの関係者、その他県が必要とする者
- (8) 形式
スタジオや現場での事前収録形式
- (9) 構成
動画の構成については、事業者の提案をベースに県と協議して組み立てる。

4 研修会の概要

- (1) 広報課職員を対象とした動画撮影・編集のスキルアップ研修会
現在、広報課職員が企画・撮影・編集・制作した動画を TikTok 及び Instagram (アカウント名：「気になる！くまもと」(主に県の魅力発信)) に投稿している。令和8年度の新体制においても職員の動画制作スキルを維持し、向上させるため、初心者でも動画編集ができるよう SNS の基礎知識や動画編集方法等について研修会を実施する。
- (2) 内容
動画の撮影や編集方法、ショート動画の特徴や分析方法等。
撮影方法等の研修については、実地研修を取り入れるなど、より実践に近い研修とすること。
- (3) 開催回数
提案による。
- (4) 形式
スタジオや現場、県庁内で実施。(オンライン研修も可)

5 動画投稿開始時期

令和8年（2026年）5月

投稿期間は概ね1ヶ月間を想定しているが、詳細は提案による。

6 制作に係る条件等

- (1) テーマの決定
動画のテーマ・研修会のテーマは、月ごとに、動画投稿日の概ね40日前までに県と受託者の協議により決定する。
- (2) 打ち合わせ
必要に応じて、県庁又は Web 会議で実施する。
- (3) 構成案の作成
県が提供した資料及び受託者が独自に入手した資料を基に、受託者が構成案を作成する。
- (4) 取材日数
動画本数×1日の取材を原則とする。ただし、1日に複数本分の取材ができることとする。
- (5) 編集
撮影した素材及び資料映像をもとに、受託者が編集する。
- (6) プレビュー
毎回実施する。

- (7) フリップ、テロップ、スーパー及びBGM等著作権フリーのものを必要に応じて使用する。
- (8) 取材等に係る交通費等
ディレクターの打ち合わせのための来庁、ディレクター及び出演者、撮影スタッフの取材場所までの移動などに伴う関係者の交通費等は、受託者の負担とする。
- (9) 動画の投稿
県が用意する動画共有サービス（TikTok 等）のアカウントに、動画データをMP4等形式で、県が指定する日時（週2本程度想定）に動画を投稿する。
なお、一部の動画については、別アカウントに職員がアップロードする場合があるため、県の求めに応じて、MP4形式でデータを提出すること。
- (10) 動画の構成・演出の見直し
1本目の動画投稿から翌月以降、毎月1回程度、県と受託者による協議の場を設け、投稿した動画の再生回数や平均再生率等を分析し、以降の投稿動画に向けてより視聴されるための構成や演出の検討を行う。
- (11) 動画の再生回数
令和8年度に制作する全ての投稿動画について、令和9年3月19日（金）までの1本あたりの総再生回数（TikTok、Instagram、YouTubeの3媒体での合計再生回数）は、3万回以上（最低限の再生回数）とし、期日までにこれを確実に達成できるよう、SNS広告等必要な措置を講じること。

7 その他誘引策

フォロワーや再生回数の増加等に寄与する効果的な誘因策を行うこと。

8 本仕様書の作成

本仕様書は、別紙「令和8年度（2026年度）TikTok等の動画共有サービスを用いた県政情報発信等業務委託」に係る企画コンペ提案書に基づき、上記「3 動画の概要」「4 研修会の概要」「5 動画投稿開始時期」「6 制作に係る条件等」「7 再生回数を増やす誘因策」等について必要な変更を加えて別途作成する。